

令和5年10月25日

第10回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第10回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和5年10月25日				召集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後1時58分				閉会の日時	午後3時30分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延		○		
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 駒 宮 敏 之				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 藤 間 みゆき				
					主 幹 渡 辺 昌 也				
					主 幹 関 田 毅				
					主 任 加 藤 正 則				

開会 午後 1時58分

○局長（駒宮敏之君） 皆さん、こんにちは。

定刻若干早いですけれども、全員おそろいですので、これより令和5年第10回農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、開会に先立ちまして、松本職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席くださりまして、感謝申し上げます。

水稻の栽培関係も収穫期は大体終わっているかなと思いますけれども、うちの場合は米粉関係がまだあと3反、6反ぐらいあって、あとちょっとで終わります。

それと、高温障害で水稻も彩のきずなは1等だったんですけれども、彩のかがやきを出したら等外で、着色米だとかというので、等外ですというので、また金額も行政が決めてから何かするようなことを聞いたんですけれども、そういうことで農家の方も高温障害で大変かと思えます。

それでは、令和5年第10回の加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

先ほど代理のほうから米の話が出たんですけれども、ちょっと重複すると思うんですが、私のほうから一言話したいと思います。

私の地域は、加須市で一番最終の収穫地帯であります。あと1週間から10日かかると思

います。その後、まだ種米が若干残るかなという感じです。そういう中では、今ちょっとある情報を得たんですけれども、2、3日前の検査で6、4の割合だと。規格外が6という、そういう状態です。その前になったらもっとひどかったと、そういう情報を得ておりました。

私は、今回いろいろこのような状態になったということが、当地域は日本でも一番暑い地域です。一番長く猛暑が続く地域で、そういう中ではこれからの営農活動に対しましては、暑さ対策が一番重要ではないかなというふうに私はつくづく感じております。そういう意味を持ちまして、今後とも、この対策を十分考えていただきまして、来年度の営農活動にご尽力できればというふうに感じます。

さて、本日もいろいろ案件が上がっておりますけれども、皆様方のご協力の下、スムーズに進行できればというふうに感じております。本日はよろしく願いいたします。

簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

以上です。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、現在委員総数15人のうち、14人の委員に出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。



○局長（駒宮敏之君） それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議長については、農業委員会総会会議規則第4条に基づきまして、小川会長に議長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしく願いします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

1番 高橋雅一 委員及び

2番 久保文夫 委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号、議案書2ページの5番、志多見地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図、1ページ、2ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は経営規模縮小のため、なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

10月19日、水深地区推進委員の増川さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

今回は、水深地区担当の小山委員さんが で、同じ加須1区として急遽私に依頼がありましたので、以下、ご報告申し上げます。

申請地は、 地区の集落の周辺で、地目は田の農村地帯ですが、昔この地区に住み、今は市外にお住まいの さん所有であることから、代理人の さんへの電話で伺ったところ、譲受人の さんが依頼を受け、一部を除き稲の作付をしていたところ、 さんから売買の話があったものです。

なお、 さんは、今後は麦の作付を予定しているとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番及び3番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 説明いたします。

3条の2番、3番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、ジャガイモ、キクイモ、キノコ類を耕作するものです。

今回の申請に当たり、譲受人が所有する農地を確認したところ、現在耕作されている農地は確認できないことから、農地法第3条第2項第1号に定める「所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者、又その世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供す

べき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」の条文に該当し、申請の要件を欠いております。

また、立地基準においては、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されました。

本案件に関しまして、譲受人に対し、所有する農地が耕作されていない状況であることから、聞き取りを行い、10月18日までに耕作する旨の回答を得ておりましたが、10月19日に現地を確認したところ、耕作されている農地はございませんでした。

事務局といたしましては、所有する農地を耕作していない状況でございますので、農地法第3条第2項第1号に定める農地の取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合に該当すると判断いたします。

以上でございます。

○次長（前島勝己君） 私から補足説明をさせていただきます。

農地を取得しようとする法人については、耕作要件の他に農地所有適格法人の要件を満たしてはなりません。これは認定するものではなく、農地を取得しようとするときに、その要件を満たしてはなりません。

農地所有適格法人の報告書は、提出されておりますが、農業収入や従事要件などについて確認中であり、明確なものが示されていないため、現在は要件を満たしているとは、言えない状況でございます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

10月19日、水深地区推進委員の増川さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

今回は、水深地区担当の小山委員さんが で、同じ加須1区として急遽私に依頼がありましたので、以下、ご報告をいたします。

申請地は、 の東方で、 の南方に位置した に面しております。近隣に太陽光パネルがあり、そのまた近くには新興住宅が連なっております。地目は田で、雑草が繁茂しており、一部雑木がありました。後日、 の

代理人の さんに電話で伺ったところ、この地を整地してジャガイモやキクイモ、キノコ類などを栽培するとのことでした。

譲渡人のお二人は、相続で取得したもので、遠隔地であり管理ができないので手放すとのことでした。

10月23日、農業委員会事務局へ問い合わせたところ、所有する農地は現在、耕作が確認できないことから、農地法第3条第2項第1号に規定された今後においても全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない状況であると判断しているという回答でした。

事務局の説明を聞き、このようなことを踏まえまして、今回の案件については不許可相当が妥当であるというふうに考えました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

この っている農業法人ですか、これは。そうすると、営農計画書とかそういうのも提出されていないという感じなんですか。

○事務局（渡辺昌也君） 申請は、計画書は提出あるんですが、その書類の中身を今審査しているところでございます、それが実際の計画どおり実施されていない状況です。

○次長（前島勝己君） 営農計画書は、基本的には農協に出す書類ですので、そこはちょっと確認はしていないので、今回その農地が買える、買えないという話とまた別なので、それは確認はしていませんけれども、ただ、加須市内で持っている、管理している農地は5筆です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君） 挙手なしでありますので、不許可とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手なし)

○会長（小川達男君） 挙手なしでありますので、不許可とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は農作業ができないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

10月19日、水深地区推進委員の増川さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

今回は、水深地区担当の小山委員さんが で、同じ加須1区として急遽私に依頼がありましたので、以下、ご報告をいたします。

申請地は、 地区の集落の南側で、地目が田の稲作が広がる地帯ですが、譲渡人のさんは、相続を受けた地権者で にお住まいであり、譲受人の さんの の話と電話でお聞きした代理人の さんの話によると、売買の話を受けて申請地に接しているのは さんの農地であるため利便性がよく、 さんが管理するとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から農地法において問題はないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図6ページ及び7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農の経営規模の拡大を図るため、譲渡人は住所を東京に移しており、耕作ができなくて無理であるためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

10月21日土曜日、午前中に田村推進委員さんと現地確認、その後、 氏宅を訪問してまいりました。

現地は、位置図でも分かりますように、下の航空写真の一部が現地になっております。その周りほとんど放置農地として8月の調査でも上がっている土地でございます。その売買に関しまして、今回の案件が上がってまいりました。

隣接地の耕作してあるところが 氏の所有土地で、きれいに耕作をしてまいりました。譲渡人の 氏は、 さんの2軒隣の住宅でございまして、現在は誰もおりません。それで、 に さんがこの土地を相続しているという状態でございます。当然、 さんは現地も知らないし、耕作もしておりません。放置農地状態になっております。

こういうところ、代理である 氏が入りまして、両者の意見が合致したということで、売買が成立したということになります。農地法の観点からも、第3条の観点からも何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議よろしくお願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番の鴻葦地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農の規模拡大を図るため、譲渡人は会社勤めをしており、耕作が困難であるためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

10月20日に推進委員の泉津井さんと現地を確認してまいりました。立会いは、譲受人の さんをお願いいたしました。 さんは、私と でございます、いろいろと話を聞くことができました。

この土地は、 さんの が自分の子どもに分筆するというので、この土地を分けておいたそうです。それも60年前の話だそうです。この譲渡人の さんの

ですか、がもう亡くなっちゃったということで、 さんも農地、農機具もないということで耕せない。現在、この土地は さんがトラクターを持っていますので、年に何回か耕運して現在も草等なくきれいに管理されている状態でございます。

許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の鴻葦地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次の8番の高柳地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに 委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

(委員 退室)

○会長(小川達男君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図9ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は申請地が自宅の近隣であり、効率的に耕作できるため、譲渡人は耕作規模縮小のためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われれます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(小坂 実君) 15番、小坂です。

が担当のために、私、代理で行ってまいりました。10月18日、推進委員の金子さんと現地を確認いたしました。立会いは、 に立ち会っていただきました。

お話を伺ったところ、この土地は地目は田になっておりますが、盛土をしまして、今畑ということになっております。 が年4回ほど除草して、現在は小砂利がある程度の土地になっております。この土地は、 さんの の代から借りておりまして、もう20年以上たっておりまして、年に の借地料を払っておりました。それで、今回一応 さんの の さんが譲受人ということで、売買でこの土地を取得したそうでございます。

許可相当と判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

審議が終了しましたので、退席している 委員の入室をお願いします。

(委員 入室)

○会長(小川達男君) 次に、9番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転です。必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作ができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番(中島利雄君) 13番、中島です。

10月20日に推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。この田んぼは、今 さんが耕作しているそうです。そこで話がでて、土地をくれますからよろしくということで話がまとまったそうでございます。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の東地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、10番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページ及び12ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は耕作ができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

10月19日に田村推進委員と現地調査を行いまして、譲受人の さん宅を訪問し、お話を伺ってまいりました。

現地は、草が生えておりましたけれども、管理はされているという状態でした。譲渡人の さんは、相続で申請地を取得されました。譲受人の さんは、 さんの 代のから申請地を頼まれて管理されていたそうです。ここはちょっと土地が低いため、水も入らないということで、年に数回草取りぐらいしかできないんですけれども、その管理はしていたそうです。 さんも 今に今居住されているので、耕作ができないということで、今回の申請になりました。

さんに関しましては、 ということに居住されておしまして、申請地までにはちょっと距離があるんですけれども、今年の3月に許可申請が出て取得されました耕作地、位置図でいいますと12ページの申請地というところがあるんですけれども、そこが さんが耕作をされている土地になります。ここはきれいに耕作はされておりました。将来的には、やはり水も入らない、土地が低いということで、水田ではなく畑として野菜作りをしたいということです。

お話を伺いまして、やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図13ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、都市計画法の線引きの年である昭和45年から納屋として使用しており、現況と登記簿を合わせるため改めて申請し、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断され、現在申請地に建物が建っている状況ではありますが、都市計画法の線引きの年である昭和45年より現在の形状と同様に使用していることが航空写真により確認でき、今後においても農業用の納屋として使用していくことから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(久保文夫君) 2番、久保です。

10月19日、水深地区推進委員の増川さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

今回は、水深地区担当の小山委員さんが で、同じ加須1区として急遽私に依頼がありましたので、以下、ご報告をいたします。

申請地は、地区の東側での集落です。申請者は、の
さんで、直接お話を伺うと、一部建築物の敷地拡張が目的ですが、都市計画法の線引きがあった昭和45年時点の航空写真で確認でき、それ以前は許可が不要であったため、この一部建築物の敷地が地目、畑の現在の形態で使用していたものです。改めて今回手続を済ませ、きちんとしていたとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から農地法の許可基準からしてやむを得ないという判断をしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページ及び土地利用計画図4-2をご覧ください。

本案件は、昭和50年の航空写真では現在の形態であり、その時点では申請地は既に宅地の一部でありました。今後においても宅地として管理をしていくことから、このまま農地法違反を続けることはできないため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、現在申請地に工作物が建っている状況で、また、住宅の出入口としてコンクリート、砂利が施工されている状況ですが、始末書が添付されており、申請者が責任を持って維持管理していくということから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この案件については、夢川推進委員さんと相談し、日程が10月16日の日程で代理人と調整しました。そうしたら、夢川さんがちょっとその日が都合が悪いということで、前日ほかの案件も含めて現場とこの図面を確認し、相談し、当日は私1人で一応対応いたしました。まず、報告をさせていただきます。

先ほど事務局が説明したとおりでございますが、今この宅地という14ページ見ていただくと分かるんですが、宅地というのが今現在、建物が母屋と長屋が建ってしまって、今手前の ということですね、特に宅地のほうに入る入り口が農地のままということで、先ほど説明があったとおりでございます。

そういうことで、多分 さんは でございますが、現在 のほうに住んでいるということで、内容は当日は参加できなかったんですけども、 さんの代理人から聞いて、一応本人がそういうふうにしたいということで強い意思がありました。許可相当というふうに判断いたしましたので、よろしく審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

10月19日、水深地区推進委員の増川さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

今回は、水深地区担当の小山委員さんが で、同じ加須1区として急遽私に依頼がありましたので、以下、ご報告をいたします。

申請地は、 の隣接地で、地目が田で整地してあり、既存集落と新興住宅が共存する地域です。譲渡人の さん宅へ伺い、本人からお聞きしたところ、高齢になり維持管理が難しくなったので手放すことにしたとのことでした。代理人である の さんへの電話でも同様でした。譲受人の さんは代理人と同じ で縁があり、自己用住宅を取得するため、売買をお願いしたとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から農地法において問題はないという判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅4棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

10月21日土曜日、午前中に田村推進委員さんと現地を確認後、さん宅を訪問してまいりました。

現地はきれいに整地してあり、本来この土地は宅地の中の一部として農地が残っていた案件ということで、農業委員会にも何回か提案がされた土地でございます。ただいろいろ問題がありまして、成立しなくて今回に至りました。

今回は、さんが亡くなりまして、さんが相続を完了したということで、本件、宅地と一体にした農地を宅建業者に売却するという意向で成立した案件でございます。本件の代理のさんに確認したところ、のほうでも本土地に4軒の建売住宅を建てるということと、それからさんはのになりますので、昔はやっております、大変宅地が広うございます。この農地以外の端に家の形がありますけれども、そこにはご自宅がございまして、いずれはそのご自宅も売却をしまして町のほうに移転するという計画を持っておるみたいです。

何ら問題ないと思っておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし

ます。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の樋遣川地区の案件について、事務局に説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図17ページ、18ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、貸太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

10月16日に地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さん、譲渡人を代表して地権者でもあります の さん、 の さんに現地対応をしていただき、調査を行いました。

現地の状況ですが、 の さんによりますと、以前はこの地区一帯は稲を耕作していたということですが、後継者不足により農業継続困難な状態になっているということでありま

す。また、何か所か太陽光発電が設置されており、農道が狭く、農耕車の出入りも困難になってしまったということです。現地を見たところ、地域一帯がおよそ2年ぐらい耕作されていないような状態で、草で覆われている状況でした。

は、加須市内に7か所の太陽光発電が稼働しているとのことであり

ます。管理体制は、規模を大きくすることにより移動する時間も節約でき、環境整備、点検等を効率的に行えるとのこと。また、今までに台風等でパネルが飛ばされたというような案件はないということでありま

す。周囲はフェンスで囲い、事業者名、連絡先を明示しておき、明らかにしておくこと

このようなことから、本件申請は状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしましたも問題なく、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の不動岡地区の案件について、事務局に説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、令和5年1月27日除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

10月19日木曜日、午前中に儘田推進委員さんと現地確認及び 氏宅を訪問してまいりました。

さんは、位置図のこの現地の隣にある について書いてあるところが本家で、こちらでキュウリを栽培しているキュウリ農家でございます。今回、 さんが跡を継ぐということで、分家に出すということで本件が申請となりました。現地は自宅に隣接しておりまして、立地的にも分家に出すには利便性はいいところでございます。譲渡人の さんが、 さんが さん、 さんが さんということで、 さんがいずれ所帯を持つときに家を建てておこうという計画だそうです。

何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見は。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

許可に関しては、特に問題ないというふうに判断しますが、ちょっと念のための確認なんです。通常、分家住宅建設する場合というのは使用貸借、無償で貸して、相続のときに所有権移転するケースが多いかと思うんですけれども、今回無償で渡すと、贈与という形になっていますけれども、贈与税とかの関係も出てくるとは思うんですけれども、本当に贈与でよろしいのでしょうか。使用貸借でなくて。

○事務局（渡辺昌也君） ただいまの質問にお答えします。

現在、市の農業委員会事務局に申請されている申請では、所有権の移転の贈与という形で申請が上がっていますので、事務局としてはそのような取扱いで審査し本日の総会に諮っている形で進めているんですが。

○11番（関 弘明君） 念のための確認なので、申請そうなっているということであればいいです。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明します。

位置図20ページ、土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権（9か月）により土地を借り受け、砂利採取、表土置場、搬出入路（一時転用）を行うものでございます。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、9か月間の一時転用で

あり、採取後は畑に復元し、所有者が小麦を作付する計画でございます。

なお、必要添付書類の一つである譲渡人の1人からの同意書が添付されておりませんでしたので、補正作業、補正の対応を依頼しておりましたが、本日の総会までには間に合いませんが、後日、同意をいただいて同意書を添付するとのことでございます。審議保留ということで、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

次に、6番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅9棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局の説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

10月18日の日に推進委員の金子さんと現地確認を行いました。

現地は草がきれいに刈ってありまして、たしか以前は大分伸びていたんですけども、きれいに刈ったみたいです。本人、譲渡人の さんに面談しまして、お話を聞きました。以前は、近所の方が陸田として稲作をやっておったんですけども、できなくなったということで返されたという話です。ただ、返されても さんは農機具持っていませんので、どうしたものかなと。そういったところに、自分でも管理できないもので売却することになったそうです。ここに前に8棟ですか、一部自宅もちょっと結構古いものですから、 さん で住んでいるので、とても管理できないという形で自宅も開発することになったそうです。

今、地図上は真ん中に道路があるんですけども、これだと均等に取れないので、この道路を少し左のほうに寄せて、真ん中に広い道路を造るということです。家の前に赤道がある

んですけれども、これも含めて進入道路を造るということですよね。

いろんな状況を判断して、やむを得ないかなということで判断いたしました。ひとつよろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権20年により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、北川辺地域での3,000平米未満の敷地で行う開発行為であれば許可不要とのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

10月14日に荒井推進委員さんと現地確認、あと地権者の さんに会って話を伺ってきました。

現地は測量がしてあって、畑の状態の問題ありませんでした。借入人の さんですが、
が貸手側の さんの さんということで、この案件に関しては問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲渡人が売買により土地を取得し、資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、建築後の建物について修繕やリフォームなどの需要が高まっており、建築資材などの置場として使用したいとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番(中島利雄君) 13番、中島です。

10月19日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人の さん、譲受人の の さん、代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。現地は草が刈ってあり、きれいに管理されておりました。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

8番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

これにて休憩いたします。

再開は15時15分に再開いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時15分

○会長（小川達男君） それでは、再開いたします。

まず最初に、事務局より補足説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

先ほどの5条の5番の案件でございますが、審議保留ということでご説明した案件でございますが、こちらにつきまして今日の午前中まで必要添付書類がそろわないということで、午前中までお待ちしたんですが、どうしてもそろわないということで、代理人の方が次回以降必要添付書類がそろった段階でご審議いただきたいということでございましたので、また次回以降、必要添付書類がそろった段階でご審議いただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和5年（農地中間管理事業分・10月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計239筆、面積18万324平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において、告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○5番（嶋村 淨君） 細かいことなんですけれども、合計が238になって、これ239じゃないですか。合計の筆数かな。18万1,614.55の隣ですよ。上が239で下ろすと238になっちゃっているんですけども、これでいいんですか。1ページの。

○事務局（渡辺昌也君） すみません。ちょっと確認したんですが、正しくは9ということですよ。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」の原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に

参与することができない」ということに町田彰推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

(町田 彰推進委員 退室)

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和5年（10月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ありませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している町田推進委員の入室をお願いします。

(町田 彰推進委員 入室)



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号について、ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の9ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について12件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、14ページをご参照ください。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書についてでございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、15ページをご参照ください。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてでございますが、市街化区域の農地転用の届出について4件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、16ページからをご参照ください。農地法第18条第6項の規定による通知書についてでございますが、農地貸借の合意解約による届出について65件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程されました議案は全て終了しました。

これにて議長の任を降り、進行を司会にお戻しします。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） 小川会長、議事進行、大変お疲れさまでございました。

それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（松本 昇君） 失礼します。

本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、慎重審議いただき、深く感謝申し上げます。

これもちまして、令和5年第10回加須市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 3時30分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年10月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 高 橋 雅 一

署名委員 久 保 文 夫